

本人調書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成25年(ワ)第5815号
期日	平成26年8月8日 午後1時30分
氏名	池島真策
年齢	46歳
住所	大阪市北区天神橋1-4-7-1103
宣誓その他の状況	裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

宣 誓 書

良心りょうしんに従したがって本当ほんとうのことを
申もうし上あげます。

知しっていることを隠かくしたり、
ないことを申もうし上あげたりなど、
決けつしていたしません。

以上いじょうのとおり誓ちかいます。

氏名 池 島 真 策 

速記録 (平成26年8月8日 第2回口頭弁論)

事件番号 平成25年(ワ)第5815号

証人 池島真策

被告ら代理人

乙第26号証を示す

あなたの署名と押印がございしますが、あなたがお作りになったものですね。

はい、そうです。

この陳述書について、訂正箇所ございしますか。

はい、1か所あります。

どこですか。

1ページ目の1行目ですけれども、「2010年」「12月より」となっておりますが、正確には2010年11月26日より、経営学部の副学部長兼カリキュラム委員長になっております。

「12月より」というのは、11月26日よりというのが正確だということですか。

はい。

それ以外はございせんか。

はい。

現在は学部長をなされてるんですね。

はい。

先ほどの話だと、2010年からカリキュラム委員長、これをされてるということですがけれども、カリキュラム検討委員会というのの設置根拠、法令とございますか、そういうのはどこにあるのか御存じですか。

知っております。

どこですか。

学則の5条です。

乙第7号証を示す

学則の5条の…。

4項の(1)になります。

学部の機構, 組織ですか。

はい。

そこに関する事項に該当するということになるわけでしょうか。

はい。

カリキュラム検討委員会というのが正確な名前のようにですけども、カリキュラム委員会というふうには呼ばしてもらいますけれども、経営学部では、規程そのものをお作りになっておりますか。

作っておりません。

そうしますと、その運用だとか、どういったことを審議するだとか、そういうのも、何の取決めもなしにやっているということでございましょうか。

運営については、他学部の規程を参照しながらやっております。

乙第32号証を示す

これは人間科学部のカリキュラム委員会規程なんですけども、これは見覚えがございますね。

はい、あります。

今おっしゃった、参考にしてるのは、この規程ということになりますか。

はい、そうです。

これは2010年に制定されてるということですよ。

はい。

乙第33号証を示す

ちなみにこれは経済学部の規程のようですけども、これは2014年の4月4日ということで、ごく最近に制定されたもののようですね。

はい。

だからどちらかというと、参考にしてんのは32号証という形になりますか。

はい。

この32号証と、実際の経営学部のカリキュラム委員会との相違点、ここはちょっと違うなというところがあれば、おっしゃってください。

5条のメンバーの任期のところが、やや違うと思います。

「任期は5月1日を基準日として、2年間」となっておりますが、どういふふうに違うんですか。

経営学部では特段の事情がない限り、継続してメンバーになっております。

任期がなしという形になっておりますか。

はい。

それで交替の都度、委員さんを選ぶというような感じですか。

はい。

メンバーは何名で構成されてるのでしょうか。

8名で構成されてます。

この32号証なんかですと、「各コースから選出された」とかいうふうになってるんですけど、また乙33号証では、教員グループというんか、そういうところから構成するとかいうふうになってるんですけど、経営学部では、その8名のメンバーは、どうなってますか。

偏りがないように、それぞれの分野から選出されてます。

それぞれの分野というのは、具体的にどのような分野でしょうか。御記憶のある範囲でお願いします。

経営分野、商学分野、会計分野、それから法律分野、全学共通分野、それから起業分野です。

そういった分野から1名が選出されて、委員になっておられるということですか。

はい。

カリキュラム検討委員会の、主なというたらおかしいけれども、年間通じて開かれていくんですよね。

はい。

どのぐらいのペースで開かれてるんですか。

教授会開催日に、教授会に先立って開催されております。

教授会は大體、どのぐらいのペースで行われてるんですか。

月2回ほど。

2回の教授会の始まる前に、集まりやすい、カリキュラム委員も集まっていたらいい委員会開いてると、こういうように聞いていいんでしょうか。

はい、そうです。

検討委員会での審議といいますか、これは大體どのぐらい掛けてやっていますか。

おおむね1時間から1時間半ほどです。

審議は一応、学部長からの諮問という形に答えるような形でやっていますかね。

はい。

名前のおり、カリキュラム委員会というのは、カリキュラムの編成について主な任務にされてると、こういうことですよね。

そうです。

それ以外には、どういうことを主にやっていますか。

各年度の授業担当、それから科目の担当の人事についての審議をしております。

それが決まれば、学部長に報告すると。

はい、教授会に。

学部長を通じて、教授会に報告するんですか。

はい。

今まであなたがカリキュラム委員会の委員長をされてたときに、その提案と
いうか、意見が教授会で否決されたことがありますか。

否決はないと思います。

修正はどうですか。

修正はあります。

具体的には、どんな修正なんですか。

こういう分野を入れたらどうかとか、そういうような話があります。
具体的にあなたが経験した中で、こういうのに変わったという、そういうの
がありましたらおっしゃっていただけますか。

教授会では、なかったです。

あなたの場合、教授会では、なかった。

はい。

じゃ、今おっしゃったん、どういう意味ですか。修正というか、付け加えたら
どうかというのは、こういう件について、カリキュラム委員会では、意見
はこうだけでも、教授会のほうで、これを付け加えたらどうかというような
話があったということでしょう。

はい。

それは具体的にはどんなものだったのかということですか。

カリキュラム編成というか、学則改正のときに少しありました。
もう少し具体的に、学則改定のときに、どういうふうに変ったんですか。
正確に覚えてなかったら結構なんですけど。

余り記憶は、ちょっとありませんけども。

だけど、学則の改定に関連して、今のような意見が教授会のほうから出たと
いうことですか。

はい。

経営学部カリキュラム委員会では、何か基礎となるというか、根本になるような、そういうものがやっぱりあるんでしょう。学部として、建学の精神みたいな、重点的に、こういうことを基本にカリキュラム編成しようとか、そういうのはあるんじゃないんですか。

はい、あります。

それは毎年、決めていくんですか。それとも、いったん決めたものを、修正があるような場合に変えていくんですか。

そういう場合もあります。

乙第26号証を示す

自分の言葉でおっしゃっていただきたいんですけども、そういう場合があるというのは、具体的には4ページの中段のところに、カリキュラム改定に関して、2011年より、学生に何を学ばせるかという観点から改定作業を行ってきたと、教授会では、この環境、倫理、再生、国際の4つの科目を増やしていくと、これがカリキュラム編成上の基本姿勢ということに改まったんですね。

はい。

従前は、どんなものだったんですか。

ビジネス社会の情勢とか状況を見ながら、カリキュラム編成をするということでしたので、この点を足していくと、増やしていく、そういう科目を、重点を置いていくというふうに方針が変わったと思います。具体的に言いますと、先ほど吉井さんの話では、情報の問題が出たんですが、情報については、カリキュラム委員会としては、2011年以前はどういうふうな位置付けをしておったんでしょうか。今のこの4つの分は、増やしていこうということやけども、情報について、特別、カリキュラムの編成上、重きを置いてやろうというふうなことだったんですかという質問なんです。

11年以前は、そういうことはあんまりなかったです。

情報については、そういうことを特に書いてなかった。

はい、特にはなかったです。

先ほど、カリキュラム委員会の意見に関して、教授会で若干修正されたというようなことをお聞きしたんですけど、特任教員の採用に関して、これまでカリキュラム検討委員会の意見が修正されたというか、そういうようなことを、あなた自身は経験ありますか。

ありません。

あなたは委員長時代も含めて、そういう経験はないんですか。

ないです。

伝聞でも結構ですけども、過去にそういうことがあるのかどうか、この事件を通してでも結構なんですけど、過去に修正されたというようなことを聞いたことありますか。

ないです。

甲第1号証を示す

先ほど来から出てます、特任教員任用規程の2条で、特に必要があると認められるときは任用することができるということになってるんですけども、この規程は改正になってるんですよ。

はい。

乙第6号証を示す

以前の規程、これの2条を見ますと、「特に」というのがないんですけども、これが改正で加わったというのは、何か意味があるんでしょうか。

特段ないと思います。

以前、あなたの承知してる範囲で、特に必要がなくても採用してたようなケースがありましたか。

.....。

甲1号証では、「特に必要があると認められるときは」というふうになって

ますでしょう。それで乙6では、「特に」というのはありませんでしょう。

はい。

そうすると、その特任の選出というか、対象者として、従前と特に変わったことがありますかという質問です。

ありません。

じゃ、前のときには、特に必要がなくても認められてたんですか。

いえ、そうではありません。

どういうことですか。

再雇用するに当たって、自主的に判断をしていくと。

それ以前は、自主的に判断してなかったんですか。

していました。

自主的というのは、今の私の質問の「特に」というのと、何か関係あるんですか。

いえ。

「特に」というのが前の規程になくて、「特に」になってるから、運用の実態が以前と変わってるんですかという質問なんです。そこはどうですか。

変わってないと思います。

ということは、「特に必要がある」というのは、この甲1号証によって、そういうことを、特に重点的に判断してるということじゃないということなんですか。

はい。

甲1号証の第4条と9条、見ていただくと、「(任用手続き)」というの、ありますね。①から④、これの対応関係について、御説明ください。

4条の(1)の①については、9条の①に対応していると思います。

それから4条(1)②については、9条の②に対応していると思います。

それから4条の③については、9条の③に対応しております。そ

れから4条の④が、9条の④に対応しております。

それでこの9条をちょっと見てもらいますと、①は推薦委員会に提出を求めるといふことで、こういう5年間の研究業績が推薦委員会に出てくるんですね。

はい。

②によると、教務委員長は授業実績状況というのを委員会に、この委員会というのは、推薦委員会でいいんですかね。

推薦委員会だと思います。

「に報告する」と。③は「授業担当計画を推薦委員会に提出する。」と、こうなってますね。

はい。

④では、推薦委員会は、対象者に役職歴を求めるとなってますね。

はい。

それでこの④までの書類関係は、具体的にはどういう経過をたどって推薦委員会のほうに提出されるか御存じですか。

はい。省力化を図ってだと思いますけども、一括して事務所のほうに提出されると思います。

②も提出されるんですか、授業実績状況というのは。

9条②については、実際には事務所のほうから推薦委員会のほうに提出されると思います。

推薦委員会に直接ですか。②は学長の事務局とかに届けるのではないんですか。

そこは分かりません。

はっきりしないですか。

はい。

甲第5号証を示す

「特任教員任用資料」という形で、これはどういうものですか。

過去5年間の専門分野に関する研究業績等になります。

先ほどの9条の①に該当するんですね。

はい。

甲第6号証を示す

そうすると、甲の6は。

これは役職歴になりますので、④のことです。

9条の④に該当すると。

はい。

甲第7号証を示す

それから甲の7は。

9条③のところの授業担当計画です。

に、該当すると。

はい。

そうすると、②の授業実績状況というのが、証拠としては、甲号証として提出されてないということですね。

はい。

しかし、それはどこに届けられるか、あなたは御存じないと。

はい。

直接、事務課から提出されるかどうかというのは分からないわけね。

はい。

そこで今お示しの甲5から7まで、これは対象者、本件で言うと原告が、事務局のほうに提出するんじゃないんですか。

はい、そうだと思います。

今現在、あなたは学部長ですから、もしそういう事態が生じた場合、そういうふうになるんじゃないかという質問なんです、そういうことになるんで

すよね。

はい、そうだと思います。

その事務局から提出されたものが、誰に渡されるんですか。

学務課か、あるいは事務局長室かと思うんですけども。

そこから、学部長には渡らないんですか。

そこから学部長のところに渡っていくと思います。

ですから②を除いて①、③、④というのは、学部長のところに行くんですね。

はい。

そうすると、本件で問題になっております甲7の「3ヵ年講義計画」というのは、井形学部長に渡ったということになりますかね。

はい。

この甲7号証について、あなたはカリキュラム委員長として、井形学部長から渡されてますね。

はい。

それはいつ、渡されましたか。

2012年の9月末の教授会の後だったと思います。

教授会が終わってから渡されたということですか。

はい。

甲第5号証を示す

ちょっと細かいんですが、甲5については、「特任教員任用資料」、「2012年9月29日現在」という形で、なされてますよね。

はい。

ところが、教授会は28日に行われてるんですね。

はい。

しかし、この甲5は、カリキュラム委員会のほうにはもちろん提出されてませんね。

はい。

あなたのほうで受け取ったのは、甲7だけでしょう。

はい、そうです。

甲7を受け取ってから、カリキュラム委員会で、この授業計画について検討されましたね。

はい、しました。

それはいつ、どういう形で検討されたんでしょうか。

2012年の10月の12日だったと思いますけども、そのカリキュラム検討委員会で、授業担当計画について審議いたしました。

審議の結果、まず結論だけお聞きしますと、どういう結論になったんでしょうか。

カリキュラム委員会のメンバーの総意として、授業担当計画のほとんどが不要、若しくは必要度が低いというふうな結論に、一致しました。それは諮問された学部長のほうに、そのことを報告されましたね。

はい、しました。

それはいつ、報告されたんでしょうか。

その日の夕方だったかと思うんですけども。

ということはもう教授会、終わっておったんですか。

はい。

教授会が終わってから、今の結論部分を出されたということですか。

はい。

その28日の教授会なんですけど、これは原告の吉井先生も出ておりましたね。

はい。

そのときに特任教員の採用に関して、学部長から説明がありましたか、ありませんでしたか。

説明はありました。

具体的には、どういう説明がありましたか。

提出する授業担当計画については、カリキュラム委員会の意見を聞いて
て手続を進めたいという説明がありました。

そういう説明に関して、構成メンバーの教授連から、御質問か何かありまし
たか。

いえ、ありませんでした。

その特任教員の採用に関しての学部長の説明というのは、時間的には簡単な
ものだったんか、かなり詳細に報告してるような状態だったですか。

簡単だったと思います。

あなたはカリキュラム委員長として、当然、今言うてる講義計画、これにつ
いてはあなたのほうに諮問ちゅうか、そういうことあるという前提だから、
そういうふうの説明されたということは、記憶、はっきりしてるんですね。

はい。

そこで教授会後に、そういう意見を言われたでしょう。

はい。

それに対して、学部長は何かおっしゃってましたか。

いえ、全く言っておりません。

分かりましたということですか。

はい。

その結果に対して、吉井先生のほうにどうするやとか、こうするやとか、そ
んな話を井形学部長はおっしゃっておいりましたか。

そのときはありませんでした。

あなたが報告したとき、それについて学部長は特段、何も言うてなかったと
いうこと。

はい。

その後、どういうふうになっていったかというのは、あなたはカリキュラム

委員長として、お聞きになってますか。

はい、聞いてます。

要約して言えば、どういうことになったんでしょう。

辞退の説得に行きましたけども、応じず、推薦委員会の委員長であります徳永学長と事前協議をしたところ、そうしたものは受け付けられないということで、授業担当計画については提出できないという状態になったということです。

そういうことを聞いているわけですね。

はい。

今、話のあったことは、学部長から教授会に報告がなされておりますか、なされておられませんか。

はい、報告されております。

それはいつの教授会か、御記憶ありますか。

2012年11月中旬頃の教授会だったと思います。

今おっしゃったような内容を、井形学部長が説明されたんですね。

はい。

それに対して教授の方から、何か意見とかそういうの、出ましたか。

出てません。

質問か何かあったんじゃないんですか、一部の教授から。

何で不受理かっていう話がありました。

で、学部長はどういうふうに説明してたか、記憶ありますか。

提出できない状態になったという説明だったと思います。

その理由です。なぜ提出できないことになったかという説明を学部長がされたということについて、どういうふうに言ってたのかというのを覚えてはりますか。はっきりしてなかったら結構です。

ちょっと記憶はありません。

まず、カリキュラム検討委員会の検討した結果ですけど、10月の12日ですかね、これはどのぐらいの時間を掛けておやりになったんですか。

恐らく1時間半ぐらいだったと思います。

いつもの検討よりも長いんですか、長くないんですか、検討委員会の時間とすれば普通ですか。

割と長いような感じします。

カリキュラム検討委員会での検討結果と、その内容というのが、陳述書で2ページの①、それから3ページの②、③、④で細かく記載していただいているんですが、もう示しませんが、①については、中身としては、「Ⅱ部科目として置かれた『情報ネットワーク論Ⅰ・Ⅱ』、『情報バリューエンジニアリング』、『経営情報論』、『演習Ⅰ』が開講計画とされていましたが」うんぬんと始まる場所ですけれども、要約して言うたら、どういうことなんでしょう。

授業担当計画で挙げられていた2部科目の、そういうものですが、でも、文部科学省に提出する学則における2部科目としては存在しない科目ですので、設けることができないというような意見で一致しました。

②で、「外書購読Ⅰ・Ⅱ」という点についてのことは、どういうことですか、要約して言えば。

外書購読の趣旨としますと、大学院の受験のための出題傾向とか、そういうことをやるものですので、受験対策として、そうしたことに明るい教員に持ってもらおうほうがふさわしいのではないかという意見になりました。

そういうことで一致したんですか。

はい。

それから経営情報論、情報管理論、これの点については、どういうことでしょうか。

2012年に、隣の学部でありますけども、経営情報学部が廃止になりました。それに見られたように、今日的に独立したものとしての科目は、重要度が低いというような意見になりました。理系ではそういう科目はあるかもしれませんが、文系に位置する経営学部としては、そうした科目は不要、若しくは必要度が低いのではないかという意見になりました。

経営情報学部が廃部になったと。情報社会学部か何か、できたん違うんですか。それとは関係ないんですか。

はい、情報社会学部になりました。

それは、必要性があるからそれが設けられたということになるんじゃないんですか。関係ないんですか。そのところはどうですか。

もう一度お願いします。

先ほど言われた、経営情報学部が廃部になったでしょう。

はい。

その代わりかどうか分からないけれども、情報社会学部いうのができてるでしょう。

はい。

そういうことになると、大経大では、情報というものについては全く関係がなくなると、そういうことじゃないんじゃないんですかということ。

情報社会学部は、社会学ということをやウエートに置くというように、方向転換をしたというのが実際です。

そうすると経営学部としては、情報についてはもう関係ないという話ですか。

はい、そうです。

情報バリューエンジニアリングについては、どうでしょうか。

経営情報論と同じように、やはり不要、若しくは必要度が低いという意見で一致いたしました。

そういうことからすると、原告作成の甲7号証、「3カ年講義計画」については、不要、必要性が低いという判断になったということでございますかね。

はい、そうです。

国内留学の件で、先ほど、吉井先生のほうからいろいろ話があったんですけども、いわゆるコマ数の関係、これについてはあなた自身はよく御存じですか、どういう取扱いになったかというのは。余り詳しくないですか。

どの関係ですか。

要するに、国内留学から帰ってきて、それでコマ数について不足するから、2部のほうでもやってもらおうとか、そういうような事情について、あなたは詳しいですか、詳しくないですかという質問です。

はい、存じております。

じゃ、ちょっとそののところ、どういうことだったのかというのを御説明いただけますか。

国内留学、あるいは留学から帰ってきますと、3年生あるいは4年生の演習というものはございませんので、就業規則あるいは申合せ規程の、5から8という申合せに満たないということになってるので、責任コマ数を満たすような例外的措置を講じたと。

そういうことがあったということですか。

はい。

それで翌年度の分も、不足してないのに2部でやったと、こういうようなことを、先ほど吉井先生、言うてはったんやけど、そのところはどうか。

直接的には私は調整はしてないので、経営の分野の人に、調整に入ってもらってると思います。

調整に入ってもらった、それは具体的にはどういうことでしょうか。

カリキュラム委員長としては、基本的には直接、個々の先生たちとは、調整に入りませんので、先ほど申し上げた各分野の先生に、調整に入

っていただくと、次年度に当たっては、調整してもらうことになって
ます。

その調整というのは、前年度のように、不足してるから、先ほど、例外的措
置としてとおっしゃったかな、2部を持ってもうたと、しかし調整の結果、
コマが足りないということじゃないけれども、持ってもらうことになったけ
れども、その調整の内容については、あなたは詳しくは御存じないというこ
とですか。

その前の年と、継続的な科目設定だったと思います。

そのまま継続的になったというふうに、もう1年…。

はい、11年と12年が継続的な形になったと思います。

それは継続的に、次年度もやったということですね。

はい、そうです。

そうすると、2部の分について授業を持つというのは、文科省のほうに届け
てる関係では問題があるかもしれないけども、吉井さんのことを考えると、
別に、やってやれないことじゃないんじゃないかという議論があると思うん
ですけど、そののところはどうでしょうか。

学生の科目選択において、やはり混乱を来さないようにしなきゃいけ
ませんので、避けるべきかと思います。

避けるべきやけれども、また調整のほうから、そういうふうにしたと。

はい、責任コマ数を満たすということもありますので。

例外的な扱いであるということは、いいんですよね。

はい。

それが恒常化して、例外がずっと原則になるようなことは、学部としてどう
なんですか。

それはカリキュラム委員会の方針としては、避けるべきかと思います。

乙第22号証を示す

先ほどの「専任教員の担当コマ数についての申し合わせ」ですね。

はい。

これが「1週につき4コマ以上担当しなければならない。」と、このことで
すね。

はい、そうです。

国内留学から帰ってきたときには、それでいくと2コマしかなかったかな。

ちょっと記憶はありません。

念のため確認しておくんですが、今日の冒頭で、特任規程ちゅうんか、この
任用規程が改正になっておりますよね。

はい。

それで原告の吉井さんのほうから、先ほど見ていただいた、いわゆる任用基
準の書類を整えば、特任に自動的に採用されるんだと、経営学部では、そう
いうことが慣例として行われてるといような御主張があるのは御存じです
よね。

はい。

その点については、あなたはどのようなふうな理解をしておりますか。

特任教員制度は再雇用ですので、自主的に判断していくということを
認識しております。

先ほど、徳永推薦委員長が、カリキュラム委員会の認めないような授業計画
を推薦委員会に出されても、それは受けられないと、こういうことについて
は、あなたとすれば、それはおかしいというふうな見解になりますか。それ
はやむを得ないかなということなのか、あなた自身、カリキュラム委員長と
して、そこはどうでしょうか。

やむを得ないと思います。

やむを得ないというふうに、あなたは考えてるわけですね。

はい。